

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市労働報酬等審議会		
事務局 (担当課)		契約課 電話 042-769-1391 (直通)		
開催日時		令和7年3月6日(木) 午前10時00分～午前11時00分		
開催場所		相模原市役所第2別館3階 第8会議室		
出席者	委員	6人(別紙のとおり)		
	その他			
	事務局	4人(財政担当部長、契約課長、他2人)		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数 2人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第	1 開会 2 議題 相模原市公契約条例の施行状況について 3 報告事項 公共工事設計労務単価の改定に伴う令和6年度対象工事請負契約の労働報酬下限額の改定及び令和7年度対象工事請負契約の労働報酬下限額の設定について 4 その他 次回の審議会について 5 閉会			

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(○は委員の発言、●は事務局の発言)

1 開 会

2 議 題

相模原市公契約条例の施行状況について

事務局より資料説明の後、質疑応答を行った。

○現場視察の際に、ヒアリング、書面のどちらで聴き取りを実施したのか。また、ヒアリングの実施日を確認したい。(武藤委員)

⇒●従事者からの意見について、工事は現場にてヒアリングを、委託は回答内容が事業者にはわからないように担当職員を通じて書面にて実施した。また、工事は2月17日、委託は2月27日に実施した。

○資料の5ページのひとつの意見である「工事の対象要件の1億から3億に引き上げ」について、物価高騰前は5千万、7千万円の案件が、物価高騰している現在では約1億以上という案件が少なくないと思う。工事の対象要件1億円の見直しの検討も必要ではないかと思う。(櫻内委員)

⇒●物価高に対応して、全体的に様々な基準の引き上げの動きがみられる。工事の対象要件金額の見直しについては、引き上げ、引き下げ双方の意見があるため、現在のところは据え置きの方で進めていきたいが、工事の対象件数が増加している状況の中で、双方の意見を聞いたうえで、全体の状況を確認しながら今後の検討をしていくものと考えている。

○ヒアリングにて事務が煩雑で大変だという意見がある。例えば、建設キャリアアップシステムを活用し事務の簡素化を図ることができたら、対象要件の引き上げという論点がなくなり、より多くの現場で公契約条例の対象となるのではないか。(武藤委員)

⇒●3ページ目に記載の変更点のとおり、地道だが台帳の様式変更など少しずつ省力化に向けて取り組んでいる。武藤委員からの提案を含め、全体を俯瞰しつつ今後検討していきたい。

⇒○平成27年度の引き下げについては公契約条例の本旨に則ったもの。ヒアリングの意見に年収の壁を含めいろんな意見が出ているが、物価の高騰は予想していなかった話である。公契約条例そのものの本旨と現場での現実の動きというバランスについて事務局は考慮しているという認識でよいか(中屋会長)

⇒●そのとおり。

○従事者不足の中で労働報酬下限額を上回っている、時給が上がったという意見が出ている。ヒアリングを実施した中での印象を参考までに聞きたい。例えば、概ねの人が労働報酬下限額を上回っていると感じているのか、メリットを感じているのかいないのか。(草薙委員)

⇒●ヒアリングの印象として、どの従事者からも労働報酬下限額を上回った賃金の支給を受けているとこちらは認識している。メリットを感じているかについては「公契約条例だから上がった」というはっきりとした意見は聞かれなかった。現状の賃金上昇の傾向もある中ではあるが、公契約条例の対象になったことによる賃金上昇の事実が結果としてあるのではないかと考える。

○1, 2 ページ目の申出等について、従事者からの申出がない場合、どこかのタイミングでチェックする機能はあるのか。(川崎委員)

⇒●労働状況台帳は指定のエクセルの様式にて作成しており、労働報酬下限額を下回る賃金の支給の場合にはエラーがでるため、事業者は入力しながら確認をすることができる。

⇒○附属資料の入札率が87%の案件のものなど、90%を下回っている案件について資材費上昇の昨今において、従事者に皺寄せがいくようなことはないのか。申し出がないから把握できないというのは困ると思う。(川崎委員)

○申出だけでなく、システムチックに労働報酬下限額を設定しているため提出の台帳から判明するというのでよいか。(中屋会長)

⇒●そのとおり。労働報酬下限額を下回るものの提出を受けた場合、事業者を確認している。

○1 ページ目の労働状況台帳の提出状況について。毎年不備の状況は増減があるのか。3 ページ目の令和6年度から取り組んでいる様式変更により不備を防止するような変化はみられたのか。(根岸委員)

⇒●統計を取ったわけではないが不備の防止には繋がっていると感じる。ある事業者では前任者の退職により担当者間の引継ぎがないことから、対象年度が違う様式で提出していた。正しい年度の様式でも確認し賃金労働報酬下限額を上回っていたため、違反には当たらない事例であった。

⇒○再提出の催促が事務上の負担になっているのか。(根岸委員)

⇒●契約課から、所管課に催促の依頼の呼びかけを定期的にしており催促を受け事業者からの提出を受けることが多々ある。

3 報告事項

公共工事設計労務単価の改定に伴う令和6年度対象工事請負契約の労働報酬下限額の改定及び令和7年度対象工事請負契約の労働報酬下限額の設定について事

務局から資料を説明した後、質疑応答及び審議を行った。

○附属資料 19 ページ目 2 つ目の※部分の「(1) 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者 (以下、見習い)、(2) 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者 (以下、年金受給者)」は委託と同じ労働報酬下限額となっており、他職種と比較し高い賃金とは言えないと思う。見習いと年金受給者の割合は把握しているのか。工事ごとに違うのかもしれないが、もし割合が高いのであれば、利用されていると穿った見方をしてしまう。(武藤委員)

⇒●統計を取っているわけではないので割合について明言できないものの、見た限り表記載の職種がほとんどの割合を占めているように感じている。

⇒○見習いと年金受給者は例外中の例外ということか。そうであれば安心だし、実態に即していると感じる。ただ、組合のアンケートを鑑みると実態に即していないと感じるので元々疑問に感じている部分がある。(武藤委員)

⇒●推測での回答はふさわしくないため、統計の取れる範囲で統計を取ってみる。

○働き始めたばかりの従事者に見習いという設定はあってしかるべきだと理解している。割合が高くなければいいと思う。(武藤委員)

○落札率が 90%以下の場合に設計労務単価の 90%の賃金の支払いは困難ではないかと思われるが、いかがか。(武藤委員)

⇒●公契約条例の対象となる 1 億円以上の工事は総合評価方式となり、低入札価格調査制度の対象となるが、現在その見直しを検討している。もし見直しを実施した場合、落札率が上昇する可能性がある。

⇒○単純に最低制限価格を 90%以上にすることはできないのか。(武藤委員)

●人件費、管理費などの計算式がありその時の状況によって変動が生じるため、90%にするというのは今の考え方では難しい。低入札価格調査による受注可能件数の見直しをすることなどにより、落札率が上昇する可能性がある。

4 その他

次回の審議会の開催予定について確認した。

5 閉会

相模原市労働報酬等審議会委員出欠席名簿

氏名	区分	所属等	備考	出欠席
中屋 裕仁	学識経験のある者	神奈川県社会保険労務士会所属 特定社会保険労務士	会長	出席
根岸 小百合	学識経験のある者	神奈川県弁護士会所属 弁護士		出席
川崎 晴彦	労働者団体の代表者	日本労働組合総連合会神奈川県 連合会相模原地域連合議長		出席
武藤 尋晴	労働者団体の代表者	神奈川土建一般労働組合 相模原支部 書記長		出席
草薙 喜義	事業者	相模原商工会議所 3号議員		出席
櫻内 康裕	事業者	相模原商工会議所常議員		出席

(敬称略・区分ごと五十音順)